

理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化について

〔平成27年3月31日〕
理事長裁定

理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化について

独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における、理事長を頂点とした意思決定について次の事項を確認する。

- 1 センターがその業務を遂行する上で必要とする法人としての意思決定（以下単に「意思決定」という。）は、法人を代表する理事長がその権限と責任のもとに行うこと。
- 2 理事は、センターの業務を掌理する者として、理事長の意思決定を補佐する立場にあること。
- 3 理事長は意思決定を要する案件について、監事が監査結果に基づき提出した意見がある場合は、その意見を尊重すること。
- 4 理事長が欠けたとき、又は事故があるときは理事が意思決定を行うこと。また、この場合において、理事が置かれていないときは、監事が意思決定を行うこと。
- 5 役員会議においては構成員による議決を行わず、審議案件について、理事長が審議の状況を参酌して意思決定すること。
- 6 理事長は、運営審議会その他特定の事項を審議するために置かれた会議（次項において「運営審議会等」という。）における審議及び議決を尊重するが、それらは、理事長の最終的な意思決定を拘束するものではないこと。
- 7 役員会議及び運営審議会等の双方に諮られる事案について、最終的に審議するのは役員会議であること。

附 則

この裁定は、平成27年4月1日から施行する。